

## 今後の政権運営に対する指定都市市長会要請

このたび、先の衆議院議員総選挙を経て発足した安倍内閣は、地方を重視し、地域の再生のために、多様な大都市制度の導入を検討すること、国、都道府県、市町村の役割分担を整理し、住民に一番身近な基礎自治体の機能強化を図り、国から地方への権限・財源等の移譲を促進することなどに取り組むこととしています。

一方、現在、地方分権改革については、地方分権改革推進委員会による数次にわたる勧告を踏まえ、第1次及び第2次一括法が施行され、基礎自治体への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しなどについて一定の進展が見られたものの、未だ不十分です。

地方分権の推進による地域力の向上は、日本再生に必要不可欠であり、「基礎自治体優先の原則」に基づき、地方が自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を行うことができるよう、総理大臣の強力なリーダーシップの下、指定都市等の地方の意見を十分反映させながら、地方分権改革を着実に推進していただくよう強く要請します。

また、あわせて、指定都市市長会が従来から提案している、各地域の実情に応じた多様な大都市制度を早期に創設することを強く期待しています。

つきましては、今後の政権運営に当たり、国から地方への権限移譲・税源移譲等の一体的な実施など、真の分権型社会の実現に向け、地方の意見も聞いた上で、地方分権改革に積極的に取り組んでいただくよう、次のとおり強く要請します。

平成25年1月16日  
指定都市市長会

## 1．多様な大都市制度の実現

大都市制度に関する議論の根幹は、大幅な権限と財源の移譲による真の分権型社会の実現にあり、指定都市は、基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、それぞれの地域の実情に応じた多様な大都市制度の早期実現を求めてきた。

昨年、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が制定されたが、指定都市は、その規模や歴史・文化の違い、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、異なる特性もあり、大都市が抱える諸課題を解決するためには、道州制の議論も見守りつつ、各地域の実情に応じた大都市制度を整備することが必要である。

については、この法律の制定を多様な大都市制度の実現に向けた第一歩と位置づけ、引き続き、従来から制度創設を提案している特別自治市、新潟で進めている大都市制度など多様な大都市制度の早期実現を図ること。

## 2．大幅な権限移譲

国はその本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政は、できる限り地方自治体にゆだねるという理念の下、国と地方の役割分担を抜本的に見直すとともに、基礎自治体優先の原則に基づき、基礎自治体への大幅な権限移譲を進めること。あわせて、権限移譲に当たっては、必要な財源を税源移譲により措置すること。

また、地方自治体において自主性及び自立性が十分に発揮できるよう、法令等による義務付け・枠付け・関与は、原則として廃止すること。

## 3．真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正等

地方の自主財源の充実・強化を図るため、消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税収間の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

なお、自動車取得税及び自動車重量税の見直し、地方の温暖化対策に関する財源等について検討する際には、地方の税財源確保に十分配慮すること。

## 4．大都市税源の充実強化

指定都市が大都市特有の財政需要や道府県に代わって行政サービスを提供する事務配分の特例に対応し、自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、国・道府県から指定都市への大幅な税源移譲を行うこと。

## 5．国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

したがって、新たな交付金制度についても、税源移譲までの経過措置とするとともに、国の財源捻出を目的とした縮減を行うことなく、地方が必要とする総額を確保することとし、地方にとって自由度が高く、活用しやすい制度とすること。

## 6．国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方への事前協議・情報開示を徹底するとともに、地方負担を早期に廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

## 7．地方交付税の改革等

地方交付税総額については、地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むとともに、地方は既に人員削減など国を上回る行財政改革を実施している実情を踏まえ、必要額を確保すること。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

## 8．社会保障と税の一体改革の推進

昨年成立した社会保障制度改革推進法に基づいて設置された「社会保障制度改革国民会議」での検討に社会保障サービスの担い手である指定都市を含む地方の意見を十分反映させるとともに、「国と地方の協議の場」において真摯に議論し、国民が安心して未来を託しうる、将来にわたって持続可能な社会保障制度を早期に実現すること。